

市政の 現場から

海老名市では、平成18年度のテーマ「健康・スポーツ・文化振興の年」に基づいて、食育に関する事業を行っています。

食育の原点は家庭にあるという考え方とともに、市議会の一般質問では家族で食事をする日を設定してキャンペーンを行つたらどうかというご提案もあり、市としては「家族いつしょに食べようデー」を設定して各ご家庭での食育普及キャンペーンを企画していました。

市は毎月11日を考えて

海老名市内産の薦品を使つた料理コンテストや市内の郷土料理に親しむ催しなどを行ひます。また、子供たちの教育の一環として、自分たちでご飯を炊き、おかずを作つて食べる活動も企画したいと考えており、できれば材料は海老名産の組んでいくことが課題であるとしています。前文は、この法律が現在のわが国の食のありようが危機的状況にあるという認識から立法されたことを物語っています。先進国の中で最低の食糧自給率、大量輸入と大量の残飯廃棄、過度の美

家族いつしょに食べようデー

いましたが、実施直前になつて国から毎月19日を「食育の日」とするとの発表があり、市ではその日を「家族いっしょに食べようデー」とすることに決定しました。

今後、これによつてご家庭での食育促進キャンペーんを行うとともに、

米や野菜を使いたいとも思つています。

さて、平成17年7月15日に施行された食育基本法の前文は、「食」が人間形成の基本であること、多忙な国民生活の中でわが国の食文化が危機に瀕していることなどから国民運動として食育に取り

7月から 市役所の開庁時間を延長

市では7月からの平日、市役所の開庁時間を30分延長して、午後5時30分までとします。これは、同月から市職員の1日の勤務時間を8時間とした上、昼休み（休憩時間）を1時間とすることに伴うものです。

各施設も受付時間を変更

防災・防犯情報を 迅速にお知らせします

市では、昨年7月に「防災・防犯・交通安全の年」の事業の一つとして、防災・防犯関連情報や緊急連絡をメールでお知らせする「えびな安全・安心メールサービス」を開始し、1年が経ちました。

携帯電話またはパソコンで、次の方
法により登録してください。

①先にebn-i@posi.jpと入力し、本文・件名
して送信してください。（
所や氏名等の入力は不要）

②①の送信元の携帯電
またはパソコンへ本登録
のメールが届きます。そ
こから本登録を行な
う。

詳細は、市ホームページをご覧ください。
問 生活安全課（☎ 235・
4790）。

市では貴重な緑を「守る・つくる・育てる」ため、各種の緑化事業を進めています。各種の緑化奨励制度も設けていますので、ご活用ください。

◇自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を自然緑地保全区域として

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

※指定の基準等は左表のとおり。

市では、昨年7月に「防災・防犯・交通安全の年」の事業の一つとして、防災・防犯関連情報や緊急連絡を

このサービスを利用するには、あらかじめメールアドレスの登録が必要です。ぜひ登録・ご利用ください。

URLから登録画面を表示させてください

活用ください 化奨励制度

指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

◇自然緑地保存樹木

幹回り1・5m以上など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

◇生垣設置

住宅地に新たに生垣を設

●スタートから1年 隨時受付



ご活用ください 緑化奨励制度

自然緑地保全区域等指定制度

自然緑地保全区域と指定制度		
制 度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500m ² 以上あること	幹回り（地上から1.5mの高さ）が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間（所有者等の同意により、指定の更新もできます）	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100m ² あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円、並木の場合は1本につき1,000円
昨年度末の状況	約18.7万m ² を指定済	樹木143本、並木16本を指定済

生垣設置等獎勵制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	<p>①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること。=図1参照</p> <p>②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする</p> <p>③樹木の種類は、市長が奨励するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビャクシン類を除く</p> <p>④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照</p> <p>⑤その他</p>	<p>①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること</p> <p>②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます</p>
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中に指定を受けた場合で指定期間が6ヶ月に満たない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください
昨年度末の状況	平成17年度は、64m設置済	3,465m指定済

図1 会計で5m以上

